

(様式第1号)

第 号  
年 月 日

## 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書

登録申請者

住 所

氏 名

様

仙台市長 印

年 月 日付で申請のありました住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項の規定により、登録をしましたので、同法第10条第3項の規定に基づき通知いたします。

### 記

- 1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び建物所在地（住居表示）
- 2 登録年月日
- 3 登録番号

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の  
登録基準に適合しない旨の通知書

登録申請者

住 所

氏 名

様

仙台市長

印

年 月 日付で申請のありました住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項の基準に適合しませんでしたので、同法第10条第4項に基づき、下記の事由を附して通知いたします。

記

- 1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び建物所在地（住居表示）
- 2 登録基準に適合しない理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式第3号)

第 号  
年 月 日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の  
登録を拒否した旨の通知書

登録申請者

住 所

氏 名

様

仙台市長 印

年 月 日付で申請のありました住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業  
について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第11条第1項の  
規定により登録を拒否しましたので、同法第11条第2項の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び建物所在地（住居表示）
- 2 登録を拒否した理由

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</li><li>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</li><li>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</li></ol> |
|--|

(様式第4号)

年 月 日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業  
廃止届出書

(あて先)  
仙台市長

登録事業者  
住 所  
氏 名

年 月 日付第 号で登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業について、下記のとおり事業を廃止したいので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第14条第1項の規定により、届け出いたします。

記

- 1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録番号
- 2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び建物所在地（住居表示）
- 3 廃止年月日
- 4 廃止の理由

(様式第5号)

第 号  
年 月 日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の  
管理状況に関する報告を求める通知書

登録事業者  
住 所  
氏 名

様

仙台市長 印

年 月 日付第 号で登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅  
登録事業に係る 年度の管理状況について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供  
給の促進に関する法律第22条第1項の規定により、報告を求めます。

記

- 1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録番号
- 2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び建物所在地（住居表示）
- 3 報告を求める事項 別紙のとおり

(様式第 6 号)

年 月 日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の  
管理状況に関する報告書

(あて先)  
仙台市長

登録事業者  
住 所  
氏 名

年 月 日付第 号で登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅  
登録事業に係る 年度の管理状況について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供  
給の促進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録番号
- 2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び建物所在地（住居表示）
- 3 管理状況 別紙のとおり

(様式第7号)

仙台市( )達第 号  
年 月 日

## 登録事項訂正指示書

登録事業者  
住 所  
氏 名

様

仙台市長 印

年 月 日付第 号で登録した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業  
について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第23条第1項の  
規定により、下記のとおり登録事項の訂正を申請することを指示します。

### 記

- 1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録番号
- 2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び建物所在地（住居表示）
- 3 訂正指示事項
- 4 訂正指示理由
- 5 訂正申請を行う期限 年 月 日

(様式第8号)

仙台市( )達第 号  
年 月 日

## 登録事業改善措置指示書

登録事業者  
住 所  
氏 名 様

仙台市長 印

年 月 日付第 号で登録した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業  
について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第23条第2項の  
規定により、下記のとおり登録事業を改善することを指示します。

### 記

- 1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録番号
- 2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び建物所在地(住居表示)
- 3 改善指示事項
- 4 改善指示理由
- 5 改善を行う期限 年 月 日

(様式第9号)

仙台市( )達第 号  
年 月 日

## 登録事業是正措置指示書

登録事業者  
住 所  
氏 名 様

仙台市長 印

年 月 日付第 号で登録した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業  
について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第23条第3項の  
規定により、下記のとおり事業を是正することを指示します。

### 記

- 1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録番号
- 2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び建物所在地(住居表示)
- 3 是正指示事項
- 4 是正指示理由
- 5 是正を行う期限 年 月 日

(様式第 10 号)

年 月 日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業  
登録取消通知書

登録事業者

住 所

氏 名

様

仙台市長

印

年 月 日付第 号で登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定により、登録を取り消しましたので、同法第 24 条第 3 項の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録番号
- 2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び建物所在地（住居表示）
- 3 登録を取り消した理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。